

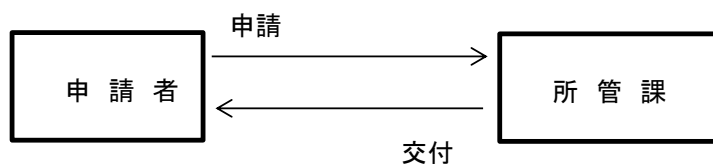
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 47

処 分 名	介護医療院の管理医師の承認	
処 分 の 概 要	介護医療院を管理する医師を承認する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第109条第1項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
審 査 基 準	<p>介護保険法第109条第1項の規定、松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 ○介護保険法(平成9年法律第123号)</p> <p>(介護医療院の管理) 第百九条 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。</p> <p>○松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 ○松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。